

橋本市議会告示第1号

橋本市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を別紙のとおり公布する。

令和8年4月3日

橋本市議会議長 田中 博晃

橋本市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

橋本市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年議会告示第1号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号</p> <p>(6)～(15) 略</p> <p>(16) 介護保険法(平成9年法律第123号)<u>第201条の2第1項に規定する被保険者番号等</u></p> <p>(17) 略</p> <p>(電磁的記録の開示方法)</p> <p>第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 <u>次に掲げる方法</u></p> <p><u>ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付</u></p> <p><u>イ 当該電磁的記録をCD-R(日本工業規格X0606及びX6281に適合</u></p>	<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号</p> <p>(6)～(15) 略</p> <p>(16) 介護保険法(平成9年法律第123号)<u>第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号</u></p> <p>(17) 略</p> <p>(電磁的記録の開示方法)</p> <p>第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 <u>当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付</u></p>

する直径 120 ミリメートルの光ディスクをいう。)へ複写したものの交付

ウ 電子メールによる当該電磁的記録を複写したものの交付。ただし、電子メールによる写しの交付を実施する際は、テストメールの送信、パスワードの設定等の安全管理措置を講ずるものとする。

2・3 略

2・3 略

4 開示請求者が電子メールによる写しの交付を希望した場合において、請求のあった保有個人情報の量、形状等から電子メールによる実施ができないときは、本市の情報セキュリティポリシーの範囲内で実施可能な電子的な提供方法を検討するものとし、なお実施ができないときは、開示請求者にその旨を連絡し、他の開示方法に変更するものとする。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 5 号の改正規定は、令和 8 年 6 月 14 日から施行する。